

2026年3月1日

各位

旭川信用金庫

定期預金の中途解約利率算出方法の変更（改定）に関する内容

— 預金者間の公平性の維持と、商品性の適正化のために —

平素は旭川信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。
このたび、定期預金規定の一部を改定し、中途解約時の利率算出方法を見直すことといたしました。本改定は、既にお預け入れいただいている定期預金につきましても適用対象とさせていただきます。

今回の改定に至った背景と、その趣旨につきまして以下の通りご説明申し上げます。

1. 改定の背景：預金者間の公平性の確保

定期預金は、満期日までお預け入れいただくことを前提に、普通預金よりも高い利率を設定している商品です。しかしながら、昨今の金利情勢の変化により、計算上、「満期までお預け入れいただいた際の利率」よりも、「中途解約した際の利率」が上回るという逆転事象が発生しております。

このような事象は、当初の約束（満期）を守ってお預け入れいただいている多くのお客さまとの公平性を著しく欠くものであり、定期預金本来の趣旨に反する状態となっております。

当金庫は、すべてのお客さまに対して公平かつ合理的な利息を提供するため、中途解約利率が当初の約定利率を上回らないよう、ルールの適正化を行うことといたしました。

2. 改定の内容

- (1) 別紙参照

3. 改定日および既契約への適用

- (1) 実施日：2026年6月1日
- (2) 対象：実施日以降に新規預入・自動継続される定期性預金、および既に預入済みのすべての定期性預金。

※既にお預け入れいただいている定期性預金についても、実施日以降の中途解約については新規定が適用されます。

4. 本改定に伴う経過措置

本改定の趣旨にご同意いただけないお客さまにつきましては、施行前日までの期間に限り、現行の算出方法（改定前の利率）にて解約を承ります。お手数ですが、期限までに窓口にてお手続きください。

今後も、お客さまの大切な資産を公平かつ健全に運用し、より質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上